

会員名簿

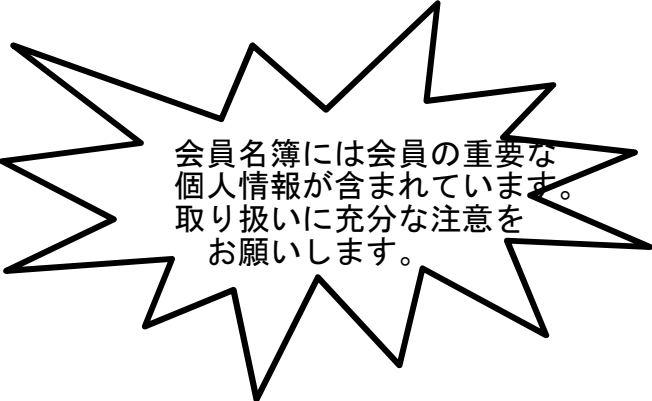
2023年版



東村山市民テニスクラブ協議会

2023年 会員名簿 目次

☆ 目次		1
☆ 協議会役員一覧		2
☆ クラブ役員一覧		3
☆ 天王森クラブ		4
☆ 秋葉クラブ		5
☆ 諏訪クラブ		6
☆ ポームクラブ		8
☆ 会費、口座番号など		10
☆ 協議会会則		11
☆ コート利用について		18
☆ 会員数		22



会員名簿には会員の重要な
個人情報が含まれています。
取り扱いに十分な注意を
お願いします。

2023年 東村山市民テニスクラブ協議会役員一覧

役職名	氏名	クラブ	備考
会長	川路 俊一	天王森クラブ	
副会長	小桧山 隆	天王森クラブ	
会計部			
部長	伊佐 正信	秋葉クラブ	
副部長	市原 順次郎	秋葉クラブ	
技術部			
部長	西村 拓治	諏訪クラブ	
副部長（スクール全体）	市原 順次郎	秋葉クラブ	
副部長（ジュニアスクール）	小林 修二	天王森クラブ	
広報部			
部長	阪口 繁	諏訪クラブ	
副部長	斉藤 勝之	諏訪クラブ	
コート取り部			
部長	松井 和則	天王森クラブ	
計画	田部 智之	諏訪クラブ	
事務局			
局長	松原 秀樹	ポームクラブ	
局次長	田中 敏雄	秋葉クラブ	
局員	村井 悌次郎	天王森クラブ	
会計監査	藤江 直行	ポームクラブ	
	早野 美知子	ポームクラブ	
イベント委員長	西村 拓治	諏訪クラブ	
天王森クラブ会長	小桧山 鈴香		
秋葉クラブ会長	市原 順次郎		
諏訪クラブ会長	篠崎 雅智		
ポームクラブ会長	石森 幸雄		

2023年 クラブ役員一覧

	天王森クラブ	諏訪クラブ	秋葉クラブ	ポームクラブ
会長	小桧山 鈴香	篠崎 雅智	市原 順次郎	石森 幸雄
副会長	小林 修二	浜 良一	佐伯 美代子	有賀 昭夫
		宗林 佐奈栄		池田 彰
		伊藤 春美		
		井上 美子		
会計	川井 常子	木村 玄	太田 玲子	畑 篤子
会計監査	竹内 貴子	平井 知代子		古村 和子
事務局員	村井 悌次郎		○田中 敏雄	◎松原 秀樹
広報		◎阪口 繁		
		○斉藤 勝之		
技術	○小林 修二	◎西村 拓治	○市原 順次郎	
	小林 豪	篠崎 雅智	村田 明倫	
	新沼 美智代	石原 啓五	伊佐 正信	
	福田 浩史		田中 敏雄	
コート取り	◎松井 和則	☆田部 智之	伊佐 和美	井上 力昭
	庭野 吉己	田中 通隆	肥沼 也寸志	韓 泳
	朝倉 守	天内 肇	谷村 武史	神保 恵
	宮野 末光	佐藤 毅		森田 護
	芦刈 秀樹			
連盟理事	小桧山 隆	西村 拓治	谷村 美和	
	新沼 美智代		市原 順次郎	

◎：部長

○：副部長

☆：計画

※ 会員名簿には会員の重要な個人情報が含まれています。取り扱いには十分注意してください。
 ※ 市民テの活動に関することのみ利用してください。

天王森クラブ(恩多町) 会員

No.	氏名	性別	区分	備考
1	朝倉 守	男	—	コート取り
2	川井 常子	女	—	クラブ会計
3	川路 俊一	男	—	協議会会長
4	小林 修二	男	—	クラブ副会長、技術部
5	小林 豪	男	家	技術部
6	福田 南奈	女	家	
7	福田 浩史	男	—	新会員、技術部
8	小桧山 隆	男	—	協議会副会長、技術部、連盟理事
9	小桧山 鈴香	女	家	クラブ会長
10	小桧山 ほの香	女	家	
11	小桧山 晴	男	家	復帰
12	境田 愛子	女	—	
13	篠田 太紀	男	—	
14	鈴木 福志	男	—	
15	竹内 貴子	女	—	クラブ会計監査
16	武谷 直也	男	—	
17	千木良 智恵子	女	—	
18	新沼 美智代	女	—	技術部、連盟理事
19	庭野 吉己	男	—	コート取り
20	藤田 和彦	男	—	
21	藤田 雅美	女	家	
22	松井 和則	男	—	コート取り部長
23	松井 望海	女	家	
24	水谷 剛	男	—	
25	宮川 昌之	男	—	
26	宮川 唯千花	女	J	
27	袖岡 友美	女	—	新会員
28	平山 正俊	男	—	新会員
29	神内 延光	男	—	7月新会員

[休部会員]天王森クラブ(恩多町)

1	川路 育子	女	家	
2	小桧山 駿	男	家	
3	平塚 英司	男	—	
4	境田 晋作	男	家	
5	松井 唯美	女	家	
6	篠田 咲子	女	家	

天王森クラブ(本町) 会員

No.	氏名	性別	区分	備考
1	芦刈 秀樹	男	—	コート取り
2	安彦 藤作	男	—	
3	大塚 昭子	女	—	
4	斎藤 裕子	女	—	
5	仙波 明子	女	—	
6	永倉 里美	女	家	
7	永倉 誠	男	—	
8	永倉 祥	男	家	
9	東 恵美子	女	—	
10	宮野 末光	男	—	コート取り
11	村井 悌次郎	男	—	事務局員
12	中田 浩之	男	—	3月新会員
13	中田 浩太郎	男	J	3月新会員
14	井手 和子	女	—	4月新会員

[休部会員]天王森クラブ(本町)

1	土方 桂	男	—	
---	------	---	---	--

秋葉クラブ(秋津町)会員

No.	氏名	性別	区分	備考
1	肥沼 也寸志	男	—	コート取り
2	桂 秀樹	男	—	
3	佐伯 美代子	女	—	クラブ副会長
4	佐藤 忠	男	—	
5	佐藤 宏美	女	—	
6	田中 志郎	男	—	
7	谷村 武史	男	—	コート取り
8	谷村 美和	女	家	連盟理事
9	村田 明倫	男	—	技術部
10	渡辺 章	男	—	
11	渡辺 恵美子	女	家	

[休部会員]秋葉クラブ(秋津町)

1	阿部 純子	女	家	
2	阿部 昌史	男	—	
3	阿部 仁土	男	—	
4	高橋 勝也	男	—	
5	佐々木 匠	男	—	
6	浜 敬子	女	—	

秋葉クラブ(青葉町)会員

No.	氏名	性別	区分	備考
1	伊佐 正信	男	—	会計部長、技術部
2	伊佐 和美	女	家	コート取り
3	市原 順次郎	男	—	会計副部長、技術副部長、連盟理事、クラブ会長
4	太田 忠之	男	—	
5	太田 玲子	女	家	クラブ会計
6	大武 光子	女	—	
7	志村 陽子	女	—	
8	田中 敏雄	男	—	事務局次長、技術部
9	藤岡 信照	男	—	復帰
10	渡邊 ナナミ	女	—	

[休部会員]秋葉クラブ(青葉町)

1	野口 和裕	男	—	
---	-------	---	---	--

諏訪クラブ(久米川町)会員

No.	氏名	性別	区分	備考
1	阿部 修	男	—	
2	天内 肇	男	—	コート取り
3	金丸 アツ子	女	—	
4	木村 玄	女	—	クラブ会計
5	阪口 繁	男	—	広報部長
6	田部 智之	男	—	コート取り(計画)
7	宗林 佐奈栄	女	—	クラブ副会長
8	和田 奈緒美	女	—	
9	草刈 寛子	女	—	
10	山本 真弓	女	—	8月新会員
11	山本 航大	男	J	8月新会員

諏訪クラブ(野口町)会員

No.	氏名	性別	区分	備考
1	石原 啓五	男	—	技術部
2	伊藤 春美	女	—	クラブ副会長
3	今井 奨	男	—	
4	梅原 幸路	男	—	
5	小嶋 大吾	男	—	
6	小嶋 まこと	女	家	
7	小嶋 耕平	男	家	
8	小嶋 美咲	女	家	
9	河野 みち子	女	—	
10	小武海 光枝	女	—	
11	小松 学	男	—	
12	小松 恵子	女	家	
13	清水 博子	女	—	
14	西村 拓治	男	—	技術部部長、イベント委員長、連盟理事
15	平井 知代子	女	—	クラブ会計監査
16	森田 美紀	女	—	

諏訪クラブ(諏訪町)会員

No.	氏名	性別	区分	備考
1	笹野 知文	男	—	
2	佐藤 忠夫	男	—	
3	佐藤 毅	男	—	コート取り
4	篠崎 雅智	男	—	クラブ会長・技術部
5	浜 良一	男	—	クラブ副会長
6	吉川 真	男	—	
7	村上 千春	女	—	10月新会員

諏訪クラブ(廻田町)会員

No.	氏名	性別	区分	備考
1	井上 修三	男	—	
2	井上 美子	女	家	クラブ副会長
3	田中 通隆	男	—	コート取り

諏訪クラブ(多摩湖町)会員

No.	氏名	性別	区分	備考
1	斉藤 勝之	男	—	広報副部長
2	津久井 悦子	女	—	
3	土屋 幸蔵	男	—	

ポームクラブ(栄町)会員

No.	氏名	性別	区分	備考
1	愛甲 恵子	女	一	
2	有賀 昭夫	男	一	クラブ副会長
3	石森 幸雄	男	一	クラブ会長
4	河野 好太郎	男	一	
5	中澤 孝泰	男	一	
6	中澤 秀美	女	家	
7	濱野 高秋	男	一	
8	山田 智靖	男	一	
9	山田 正子	女	一	
10	樋口 雅樹	男	一	新会員
11	樋口 志乃	女	家	新会員
12	愛甲 啓也	男	家	休部会員→2023年7月復帰

[休部会員]ポームクラブ(栄町)

1	河野 麻理	女	家	
---	-------	---	---	--

ポームクラブ(富士見町)会員

No.	氏名	性別	区分	備考
1	桑原 まさ子	女	一	
2	里見 洋子	女	一	
3	畑 篤子	女	一	クラブ会計
4	畑 幸江	女	家	
5	早野 美知子	女	一	会計監査
6	藤江 直行	男	一	会計監査
7	丹羽 ひとみ	女	一	
8	邑並 知子	女	一	
9	佐々木 和彦	男	一	新会員

[休部会員]ポームクラブ(富士見町)

1	山岸 容子	女	一	
---	-------	---	---	--

ポームクラブ(美住町) 会員

No.	氏名	性別	区分	備考
1	井上 力昭	男	一	コート取り
2	今村 悠	男	一	
3	今村 依理珠	女	J	
4	韓 泳	男	一	コート取り
5	韓 雅美	女	J	
6	田中 かおる	女	一	
7	富松 鉄平	男	一	
8	松原 秀樹	男	一	事務局長
9	横井 満子	女	一	
10	和田 純子	女	一	

[休部会員] ポームクラブ(美住町)

1	小栗 貴子	女	一	
---	-------	---	---	--

ポームクラブ(萩山町) 会員

No.	氏名	性別	区分	備考
1	池田 彰	男	一	クラブ副会長
2	大川 濃	男	一	
3	古村 和子	女	一	クラブ会計監査
4	神保 恵	男	一	コート取り
5	田村 初枝	女	一	
6	森田 護	男	一	コート取り

[休部会員] ポームクラブ(萩山町)

1	小泉 聡	男	一	
2	小泉 誠	男	一	
3	大竹 正史	男	一	

会則による会費

区 分		通常入会金額	随時入会金額
正会員	一般会員	15,000 円	1,500 円/月
	家族会員	13,000 円	1,300 円/月
	ジュニア会員	7,000 円	700 円/月
休部会員		2,000 円	7月復帰:7,500円
入会金		3,000 円	3,000 円

銀行口座

クラブ名	みずほ銀行久米川支店口座名義	口座番号
本部会計	ヒガシムラヤマ・シミンテニスクラブ	普通1344539
天王森クラブ(旧萩山クラブ)	ヒガシムラヤマ・シミンテニスクラブ・ハギヤマクラブ	普通1493933
秋葉クラブ(旧青葉クラブ)	ヒガシムラヤマ・シミンテニスクラブ・アオハクラブ	普通1180269
諏訪クラブ(旧諏訪クラブ)	ヒガシムラヤマ・シミンテニスクラブ・スワクラブ	普通1490063
ポームクラブ(旧チームひまわり)	東村山市民テニスクラブ チームひまわり	普通1904682

※ 会費の納入締切りは10月末日です。

※ 転居等で住所が変更になった場合は、次年度の所属クラブに納入のこと。

施設使用料

施 設 名	使用料(1面1時間につき)	
	昼 間	夜 間
運動公園庭球場	450 円	1,450 円
久米川庭球場	450 円	—

スポーツセンター

住 所	〒189-0003 東京都東村山市久米川町3-30-5
電話	042-393-9222
メール	shiminsport@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp
開館時間	午前9時から午後9時30分
受付時間	午前9時から午後5時(正午～午後1時・休館日を除く)
休館日	第1月曜日を除く月曜日 (その日が祝日または振替休日に当たるときは翌日) および年末年始

東村山市民テニスクラブ協議会 会則

前 文

市民スポーツクラブの歴史の浅い日本で、広く市民に門戸を開いた私たちの市民テニスクラブが、市民の間に深く根ざすことは、今日とりわけ意義深いといえます。市民が等しくスポーツを行う権利は、生存権の保障された民主憲法のもとで当然保障されねばなりません。私たちの市民テニスクラブは、テニスの基礎技術の修得を柱に、その応用も追求する場であると同時に、テニスを通じての健康保持とその増進の場であり、そしてコミュニティーづくりの場であるといえます。

戦前は、日本の「する」スポーツは軍国主義の教育の場として、主に学校教育に位置づけられていました。戦後は、軍国主義の直接の影響はなくなったとはいえ、相変わらず日の丸至上主義で規定されてきました。

スポーツの場としては、以前からの学校クラブ以外に、近年、企業クラブ、それにレジャー産業としての民営施設ないしはそれに付属するクラブが発展してきました。これは、スポーツをしたいという要求が市民の中に増えてきたことの一定の反映ではありますが、企業クラブは企業の宣伝効果を、民営施設ないしはその付属クラブは営利を直接の目的としていることから、限られた人しか利用できず、大多数の市民の要求を満たすには誠に不十分といわねばなりません。市民一人一人が自らの健康を自ら守る自衛手段として、スポーツを行う権利は本来固有のものです。そのためには、「いつでも」「どこでも」「だれでも」がスポーツのできる環境が備わっていなければならないはずです。環境の整備は本来、国や地方自治体の仕事です。また、秀れた選手の育成の立場からも、今迄の極端な精神主義やスパルタ式しごき、それに少数者の英才教育のみでは、世界的選手の持続的養成は不可能だとの認識も一般化され始め、スポーツの総合的な建て直しと底辺の拡大が叫ばれるようになってきました。とはいえ、スポーツをする場所、スポーツをする時間、スポーツをする経済的ゆとり、そしてスポーツの効果的な上達に欠かせない指導者等々が極めて不足しているのが実情です。ただあるのは、スポーツをしたいと願う多数の市民です。

私たちのクラブは、テニスをやりたいという自らの要求を満たすために、自らが手を取り合ってその実現を図っていく自主的なクラブです。そして皆で決めたことは、個々の事情を考慮して皆で実行する民主的なクラブです。コートでの技術練習では、全員が基礎技術を修得できるよう配慮します。技術の指導にあたっては、より上手なクラブ員がその任につきます。また指導者を意識的に育てていきます。

指導する人も指導される人も、効果的な技術練習ができるよう知恵を出し合い協力し合います。全員は一人のために、一人は全員のために協力します。これは、単に技術練習にあてはまるだけでなく、クラブ運営やクラブづくりにもあてはまります。そしてこれらを通して、クラブ員相互の親睦と理解を深めていきます。それだけにとどまることなく、市民のテニスをやりたいという要求には積極的に応えていきます。テニスをやりたいという要求の障害になるものに対しては、クラブ員全員が知恵と力を出し合うだけでなく、広く市民とも連帯してその除去に努めます。

私たちは、以上の内容の充実を、実践をもって図っていく新しいスポーツマン精神を追求する集団の一員として、以下の会則と細則に則って活動します。

（名称と構成）

第1条 本会は東村山市民テニスクラブ協議会（略称「市民テニス協」）と称し、市内の各地域クラブで構成する。

第2条 本会の事務所は会長宅に置く。

（目的および事業）

第3条 本会は硬式テニスの技術の向上とその普及ならびに、会員の健康保持・増進とスポーツマン精神の涵養を図り、併せて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。またテニス大会や講習会へ積極的に参加する。

1. 定期的な技術練習
2. 試合ならびに技術の記録・分析・評価・学習会
3. 各種テニス大会
4. 各種テニス講習会
5. 機関紙「ガット」の発行
6. その他本会の目的達成に必要な事業

（入会および会員継続の資格）

第5条 本会の入会資格は、前文そして第3条の目的に賛同する東村山市在住者、入会時に東村山市に在住していた継続会員とその同居家族及び、東村山市在勤者・在学者・正会員の市外在住家族を原則とし、市民テニス協傘下の各クラブで承認された者とする。

（正会員の市外在住家族は、会則通り単独家族とする。）

第6条 本会に入会を希望する者は、入会申込書に各事項を明記し各クラブ会長宛に入会金と年会費を添えて申し込むものとする。ただし、途中入会を希望する者は、随時入会可能とし、入会金と年会費を添えて申し込むものとする。

なお、第10条による名誉会長・相談役についてはその必要はない。

（脱 会）

第7条 本人の申し出により所属クラブの会長の承認を得ていつでも脱会することができる。また連絡なしに1ヶ年の会費を前納しなかった場合は、原則として脱会したものとみなす。脱会に当たっては、前納した入会金、会費は返済しないものとする。

（休会と復帰）

第8条 本人の申し出により所属クラブ会長の承認のもとに休会することができる。復帰する場合は、6ヶ月を単位として7月から復帰でき、事前に所属クラブの会長に通知しなければならない。休会中の会費と会務は免脱され、復帰に際して入会金は必要なく、当クラブ基準のテニス保険に個人負担で加入の上、6ヶ月の会費を納入するものとする。

(会員の所属クラブ)

第9条 各会員は原則的には居住・勤務・在学・会員の家族は会員の居住地区別に区分されたクラブに籍を置くものとする。

(役 員)

第10条 本会には次の役員を置く。

- | | |
|-------------|-------|
| 1. 名誉会長・相談役 | 若干名 |
| 2. 会 長 | 1 名 |
| 3. 副 会 長 | 若干名 |
| 4. 事務局長 | 1 名 |
| 5. 事務局員 | 若干名 |
| 6. 会計部長、副部長 | 各 1 名 |
| 7. 技術部長 | 1 名 |
| 8. 広報部長 | 1 名 |
| 9. コート取り部長 | 1 名 |
| 10. 会計監査 | 2 名 |

なお、副会長と事務局員は運営委員会で必要と認めた場合置くことができるものとする。

(役員を選出方法)

第11条 各役員は運営委員会で互選し、総会の承認を必要とする。ただし運営委員は各クラブから推薦するものとする。

(役員の仕事)

第12条 本会の役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。
3. 事務局長は運営委員会を代表し、会務を執行する。
4. 事務局員は事務局長の実務を分担する。
5. 会計部長は歳入・歳出、予算の執行を管理する。
6. 技術部長は技術部の仕事を統括する。
7. 広報部長は機関紙「ガット」の企画、編集をはじめ広報その他の仕事を統括する。
8. コート取り部長は、コート確保のための仕事を統括する。

(役員の任期)

第13条 本会の役員の任期は何れも 1 年とする。ただし再任を妨げない。役員中欠員を生じた場合、運営委員会で必要と認めたとき、第11条に基づいてこれを補充することができる。ただし、任期は前任者の残任期間とする。役員は任期満了後でも後任者の就任があるまではその職務を行う。

(会 議)

第14条 本会の会議は次の四種とする。

1. 総 会
2. 運営委員会
3. 技術部会
4. コート取り部会

第15条 運営委員会は第10条の2～9の役員と傘下各クラブの代表者より構成され、会長がこれを召集する。また運営委員の半数以上が必要と認めたときには、会長はこれを召集しなければならない。

第16条 技術部会は技術部長と各クラブの技術部員とで構成され、部長がこれを召集する。また部員の過半数が必要と認めたときには、部長はこれを召集しなければならない。

第17条 広報部会は広報部長と広報副部長とで構成される。

第18条 コート取り部会はコート取り部長と各クラブのコート取り部員とで構成され、部長がこれを召集する。また部員の過半数が必要と認めたときには、部長はこれを召集しなければならない。

第19条 運営委員会の任務は次の通りとする。

1. 会の目的達成に必要な事項の審議ならびに、総会で決定された事項の具体化と実行
2. 役員の選出
3. 東村山市在住者以外の会員の承認
4. 会員のクラブ分け
5. クラブの編成と再編成
6. 各専門部の掌握
7. その他緊急な会務の処理

第20条 総会に付議しなければならない事項は次の通りとする。

1. 役員の承認
2. 事業計画および重要な会務
3. 歳入・歳出、予算・決算に関する事項
4. 規約の変更に関する事項
5. 他団体への加盟とそれからの脱退
6. その他必要な事項

第21条 運営委員会、総会における決議は出席者の過半数で決する。

第22条 総会は毎年度始めに開催する。

(経 費)

第23条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。入会金、会費は別に定める。

第24条 本会の事業によっては実費を徴収することができる。

第25条 本会の会計年度は1月に始まり12月に終了する。

(付 則)

1. 第23条による入会金および会費は次の通りとする。

(1) 一般会員	(1年)	<u>15,000 円</u> (随時入会： <u>1,500 円/月</u>)
(2) 家族会員	(1年)	<u>13,000 円</u> (随時入会： <u>1,300 円/月</u>)
(3) 家族ジュニア会員	(1年)	<u>7,000 円</u> (随時入会： <u>700 円/月</u>)
(4) 休部会員	(1年)	<u>2,000 円</u> (<u>7月復帰：7,500 円</u>)
(5) 入会金	(1年)	3,000 円

家族ジュニア会員とは、一般会員の家族であり、入会時の学年が小4から中3の会員を指す。

2. 弔慰金に関しては次の通りとする。

市民テニス協会員（本人）死亡の場合

香典料・・・1万円（会費より支払）

請求者・・・本人所属するクラブ会長とする。

3. 役員の輪番制

(1) 輪番の役員該当者

- ① 入会後3年目以降の方。
- ② 役職終了後、概ね5年間が過ぎた方。

(2) 役員の役職名

各クラブ会長・コート取り部長・コート取り担当・広報部長・広報副部長・会計部長・会計副部長・事務局長・事務局次長・事務局員・技術部長・技術部員・クラブ選出の連盟理事。

なお、各クラブ副会長・各クラブ会計・クラブの合宿・柳杯・太田杯の担当者・連盟常任理事は除く。

(3) 役職を拒否された方の取り扱い

役員を拒否された方は、休会等別途相談をさせていただきます。

なお、休会・退会後の再入会時は、新入会員扱いとせず過去の履歴は残るものとする。

4. 市民テニス協傘下の各クラブにおける役員構成、運営等は本会則に準ずるものとする。

5. クラブ再編成の検討は次の場合行う。

クラブ会員数に2倍以上のひらきが生じたとき、または、クラブ会員数のアンバランス等により、クラブ運営に支障が生じている旨、クラブ会長より申し入れがあったとき。

6. 本会則は1984年1月5日より実施する。
7. 1987年2月15日一部改訂
8. 1989年2月19日一部改訂
9. 1995年1月29日一部改訂
10. 1997年1月26日一部改訂
11. 2000年1月23日一部改訂
12. 2005年6月19日臨時総会を経て一部改訂
13. 2011年1月23日一部改訂
14. 2014年3月12日一部改訂
15. 2015年1月25日一部改訂
16. 2017年1月21日一部改訂
17. 2019年1月27日一部改訂
18. 2020年4月21日一部改訂暫定版
19. 2021年2月17日一部正式版
20. 2022年11月15日一部改訂

※ 下線文字は今回の一部改訂箇所を示す。

【1】市民テニスクラブのテニスコート利用について

(1) 利用テニスコート及び利用日時

テニスコート	利用日時	申し込み・確保の方法
1) 久米川テニスコート ＜1,2,3,4,5番コート＞	土・日：午前9時～午後5時 ※スクール実施月の日曜日のみ8:00-9:00を確保	東村山市公共施設予約システムへの申込み、抽選によって決定、利用
2) 恩多テニスコート ＜A、B、C、Eコート＞	土・日・祝日：午前7時～午前9時……早朝テニス	

(2) テニスコートの利用可能スケジュールの連絡

・・・毎月発行の「ガット」（広報紙）及び「市民テの公式ホームページ」に掲載されます。

[url : <http://www.higashimurayamatennis.com/>]

(3) 東村山市テニスコート＜久米川・恩多＞の申込み～抽選～予約については

・・・各クラブから選出されたコート取り実行委員会により手続きを行っています。

★会員が楽しくテニスをするためには、より多くのテニスコートを確保することが必要となります。
そのためには、市民テ会員相互の協力、支援が必要です。よろしくご協力の程お願いします！！

[2]テニスコート予約システムのルール

(1)テニスコートは、団体登録、個人登録を済ませた方に、**2時間（1コマ）の単位で貸し出し**をします。

(2)団体、個人の抽選申し込みのできる範囲は以下の通りです。

1)テニスコートの団体枠と個人枠について

久米川コート	1コート	団体枠
	2コート	
	3コート	
	4コート	個人枠
	5コート	
恩多コート	Aコート	団体枠
	Bコート	
	Cコート	
	Dコート	個人枠
	Eコート	

2)団体登録の方

*上記の通り、久米川コートの1、2、3コート及び恩多コートのA、B、Cコートの6面に対して、
1団体1月間に久米川コート8コマ、恩多コート8コマの抽選申し込み可能

3)個人登録の方

*上記の通り、久米川コートの4、5コート及び恩多コートのD、Eコートの4面に対して、
1個人1月間に久米川コート4コマ、恩多コート4コマの抽選申し込み可能

4)申し込み重複の場合は、抽選になります。

・・・各クラブから選出されたコート取り実行委員会により手続きを行っています。

個人では、団体枠に抽選申し込みできません。

但し、抽選期間が終わり、随時申し込みの期間からは、個人、団体の登録に関係なく予約済みでなければ、全ての面に対して予約可能となります。（コマ数の制限もありません）

(3) テニスコートの開始・終了時間

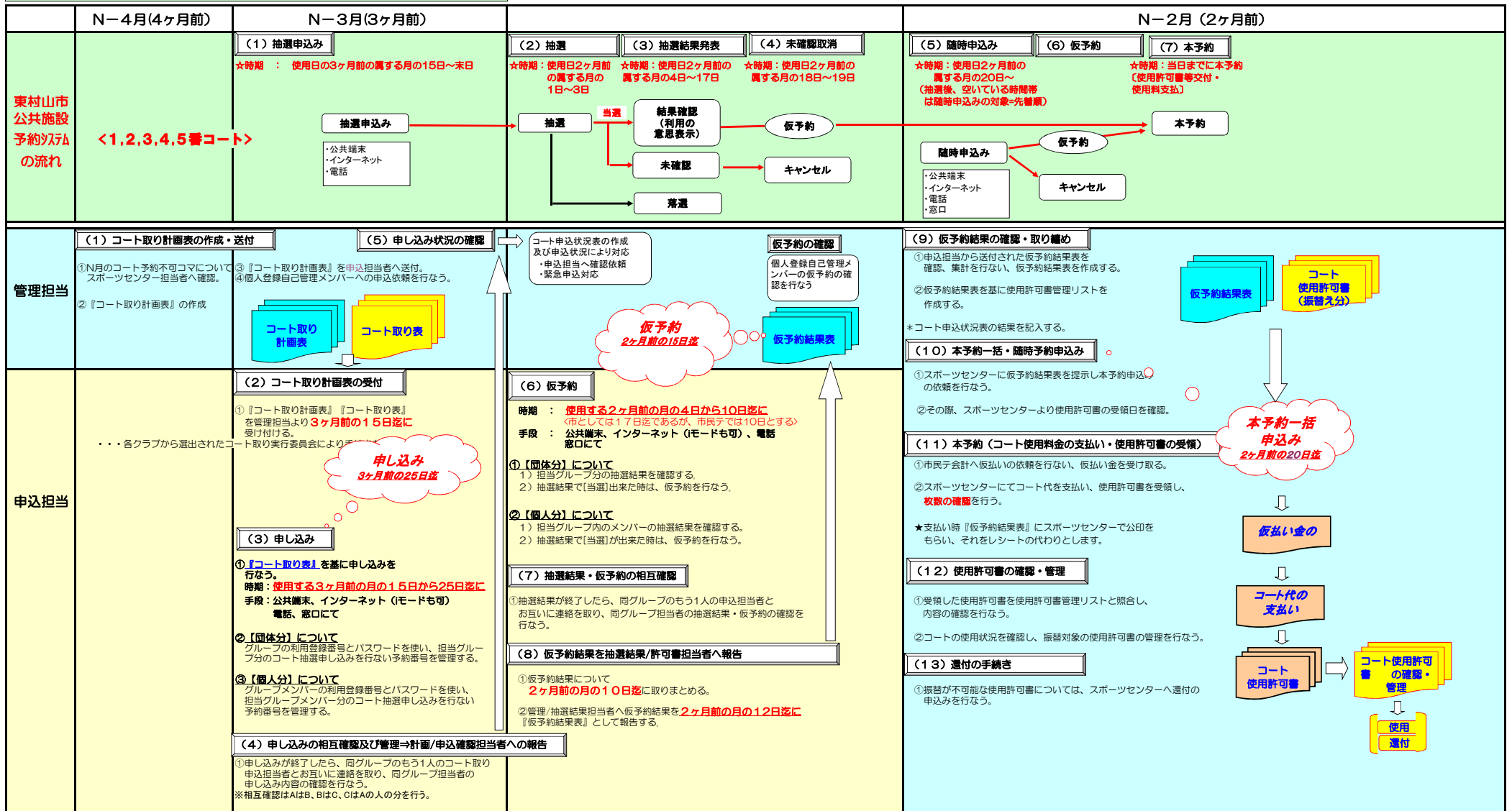
久米川コート	平日	午前9時～午後6時	(10/1～3/31は午後5時迄)
	日・祝日	午前8時～午後6時	(10/1～3/31は午後5時迄)
恩多コート	全日	午前7時～午後9時	(12/1～3/31は午後5時迄)
			D,Eコートはナイター設備ナシ

[2]テニスコート予約システムのルール

(4) 市民テとしての考え方

1. 各クラブの「コート取り担当者」が代表して、同一コート・同一時間帯に重複して申込することで、市民テとしての当選倍率を上げる。
2. 東村山市の施設予約システム施行の中で、より多くのテニスコート確保の為、申込入力、当選入力、当選コマの転記、引継ぎ等の作業でのミスによる機会損失をなくす目的でコート取り作業の改善を図る。
⇒『コート取り実行委員会』・・・管理担当：4名、申込担当：12名の専任チームを設け、活動しています。
3. 土・日の久米川コート5面の確保は市民テとしては自粛しています。＜最大4面の利用＞
4. 個人枠への予約は月久米川コート4コマ、恩多コート4コマまで可能ですが、そのうちそれぞれのコートで2コマを市民テで使用させていただいています。
従って、市民テで確保するコート以外に、個人的に個人枠のコートを予約するのはそれぞれのコートで2コマまでとして下さい。
5. 東村山市の施設予約システムに登録手続きをしたご自身のID、パスワードについては、必ずご自身で管理してください。
⇒2年に一度ID、パスワードの更新手続きがスポーツセンターで行われますので、よろしくお願いします！！

[3]コート取り手続きフロー



2023年 東村山市民テニス協議会会員数

2023/9/27

クラブ名		天王森クラブ	諏訪クラブ	秋葉クラブ	ポームクラブ	合 計	備考
正会員	一般会員	32	34	17	31	114	①
	家族会員	9	5	4	3	21	②
	ジュニア会員	2	1	0	2	5	③
	正会員計	43	40	21	36	140	④=①+②+③
	(うち新入会員)	6	2	0	3	11	
休部会員		7	0	7	7	21	⑤
合 計		50	40	28	43	161	⑥=④+⑤

2023年 クラブ運営費 交付内訳

クラブ名	天王森クラブ	諏訪クラブ	秋葉クラブ	ポームクラブ	合 計	備考
変動費対象人数	41	39	21	34	135	⑦=①+②
変動費	20,500	19,500	10,500	17,000	67,500	⑧=⑦*500
固定費	50,000	50,000	50,000	50,000	200,000	⑨
合 計	70,500	69,500	60,500	67,000	267,500	⑩=⑧+⑨

- ※ 変動費対象人数＝一般会員＋家族会員
 ※ 変動費は対象人数一人当たり500円

2023年 東村山市民テニス協議会会員数

クラブ名		天王森クラブ	諏訪クラブ	秋葉クラブ	ポームクラブ	合 計	備考
正会員	一般会員	29	32	17	31	109	①
	家族会員	9	5	4	3	21	②
	ジュニア会員	1	0	0	2	3	③
	正会員計	39	37	21	36	133	④=①+②+③
	(うち新入会員)	3	0	0	3	6	
休部会員		7	0	7	7	21	⑤
合 計		46	37	28	43	154	⑥=④+⑤

2023年 クラブ運営費 交付内訳

クラブ名	天王森クラブ	諏訪クラブ	秋葉クラブ	ポームクラブ	合 計	備考
変動費対象人数	38	37	21	34	130	⑦=①+②
変動費	19,000	18,500	10,500	17,000	65,000	⑧=⑦*500
固定費	50,000	50,000	50,000	50,000	200,000	⑨
合 計	69,000	68,500	60,500	67,000	265,000	⑩=⑧+⑨

- ※ 変動費対象人数＝一般会員＋家族会員
 ※ 変動費は対象人数一人当たり500円

「全員は一人のため、一人は全員のため」

市民テのホームページ

<http://www.higashimurayamatennis.com>